

平面図の作成について

飼養施設（動物を飼養または保管する施設）を有する施設の申請については、平面図の添付が必要です。平面図は、以下の①～⑬の項目を書き入れて作成してください。

なお、飼養施設の構造・規模が取扱う動物の種類及び数に対して、不適切な場合等は、登録が拒否されることがありますので注意してください。

また、販売業、貸出業又は展示業の登録をして、夜間（午後八時から午前八時までの間）に営業しようとする場合は、犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等、夜間に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていなくてはなりません。

表 平面図に記載が必要な項目

	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第2条第2項第4号のイ～ワに定められて いる事項	具体例	記 入
①	ケージ等	ケージ、かご、水槽、馬房、檻等	<input type="checkbox"/>
②	照明設備	照明器具	<input type="checkbox"/>
③	給水設備	シンク等の水道	<input type="checkbox"/>
④	排水設備	シンク等の排水管	<input type="checkbox"/>
⑤	洗浄設備	シンク、ドッグバス、洗浄槽	<input type="checkbox"/>
⑥	消毒設備	消毒薬の保管場所	<input type="checkbox"/>
⑦	汚物、残さ等の廃棄物の集積設備	ゴミ置き場、ゴミ箱	<input type="checkbox"/>
⑧	動物の死体の一時保管場所	動物が死亡した際に、飼養施設から 搬出するまで保管する場所	<input type="checkbox"/>
⑨	餌の保管場所	餌の収納場所	<input type="checkbox"/>
⑩	清掃設備	清掃道具の保管場所	<input type="checkbox"/>
⑪	空調設備 (屋外施設を除く。)	エアコン、換気扇、扇風機	<input type="checkbox"/>
⑫	遮光のため又は風雨を遮るための設備 (ケージ等が全て屋内にある等当該設備の 必要のない場合を除く。)	日よけ、屋根、カーテン、ブラインド	<input type="checkbox"/>
⑬	訓練場（飼養施設有りの訓練業に限る。)	トレーニングルーム、トレーニング エリア、馬場	<input type="checkbox"/>

平面図記載例（販売業及び保管業の場合）

